

## 2 税・保険料等の減免・納付猶予制度、上下水道料金の

### 納付猶予制度

(1) 町税における納付の猶予	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があった方などについて、一定の要件に該当する場合は、申請により、1年以内の期間に限り、町税の納税の猶予が認められる場合があります。</p> <p><b>【対象となる税目】</b></p> <p>令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来する（納期限が延長された場合は延長後の期限）個人住民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税</p> <p>※猶予期間内における途中での納付や分割納付も可能です。</p> <p>※上記のうち、すでに納期限が過ぎている未納の町税についてもさかのぼって、この制度を利用できる場合があります。</p> <p>※国税や道税についても、猶予を受けられる場合があります。詳細は各機関へお問い合わせください。</p>
対象	<p>下記①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わない）</p> <p>① 令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）に、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。</p> <p>② 一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。</p> <p>※その他にも新型コロナウイルスに感染した場合や財産に相当な損失が生じた場合、事業を休廃止した場合で、納期限までに猶予申請をすると、猶予が認められる場合があります。</p>
申請 受付期間	令和2年6月30日または納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までのいずれか遅い日まで
必要なもの	①印鑑②収入や現預金等の状況がわかる資料
問い合わせ	<p>住民課 税務グループ ☎ 26-7871</p> <p>（国税）苫小牧税務署 ☎ 0144-32-3165</p> <p>（道税）苫小牧道税事務所 ☎ 0144-32-5191</p>

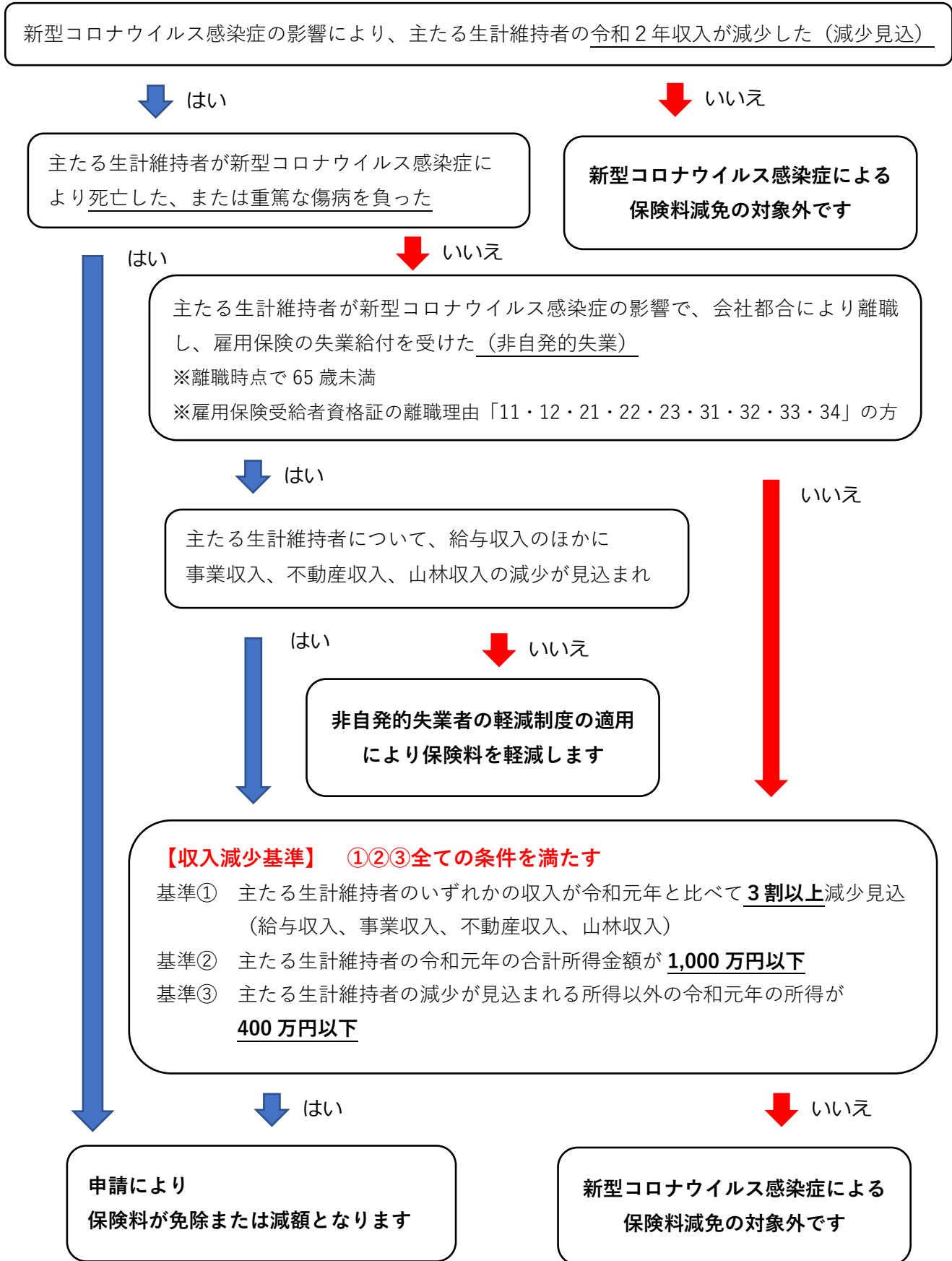
<b>(2) 新中小企業等に係る令和3年度固定資産税の軽減</b>	
内容	中小事業者等が新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合、申告により令和3年度固定資産税が軽減される場合があります。
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等 ※中小事業者等とは、従業員1,000人以下の個人事業者、または租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者に該当する法人
対象資産	①中小事業者等が所有し、事業の用に供する家屋（減価償却費が事業所得の計算上、必要経費に算入されるものに限り。） ②中小事業者等が所有する償却資産
軽減率	令和2年2月～10月の間における連続する3カ月の期間の事業に係る収入の合計額が、前年同期に比べ 5割以下となった場合は、全額軽減 5割～7割となった場合は、2分の1に軽減
申告 受付期間	令和3年1月6日（水）～1月29日（金）（予定）
必要なもの	詳細が決まりましたら、広報紙などでお知らせします。
問い合わせ	住民課 税務グループ ☎26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)

<b>(3) 国民健康保険料の猶予</b>	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険料の納付が困難と認められる場合で、一定の要件に該当する場合は、申請により、納付の猶予が適用される場合があります。</p> <p>申請しようとする方の個別具体的な状況に応じて適用される制度の内容や手続きを案内しますので、下記の問い合わせ先にご相談ください。</p>
対象	新型コロナウイルス感染症の影響で保険料を納めることが困難と認められる方
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者証</li> <li>② 猶予を受けようとする理由を証明する書類</li> <li>③ 印鑑など</li> </ul>
申請 受付期間	原則、納付の猶予を受けようとする保険料の納期限より前にご相談ください。
問い合わせ	住民課 税務グループ ☎ 26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)

(4) <b>新</b> 国民健康保険料の減免	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険料を減免します。</p> <p><b>【減免の対象となる国民健康保険料】</b> 令和2年2月1日～令和3年3月31日の納期限のもの</p>
対象	<p>下記①、②のいずれかに該当する世帯</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負った</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する場合</p> <p>ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ 主たる生計維持者の令和元年度中の合計所得金額が1,000万円以下であること。</p> <p>ウ 主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の金額が400万円以下であること。</p> <p>※10分の3以上の減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年度の所得が0円以下のときは、保険料減免の対象外です。</p>
減免の割合	<p>①の場合…全額</p> <p>②の場合…対象保険料×減免割合</p> <p>■対象保険料 = <math>A \times B \div C</math></p> <p>A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料</p> <p>B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得金額</p> <p>C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した令和元年の合計所得金額</p>

	<b>■減免割合</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">令和元年の合計所得金額</th> <th style="text-align: center;">減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下 事業等の廃止・失業の場合</td> <td style="text-align: center;">10分の10</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の2</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年の合計所得金額	減免の割合	300万円以下 事業等の廃止・失業の場合	10分の10	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1,000万円以下	10分の2
令和元年の合計所得金額	減免の割合													
300万円以下 事業等の廃止・失業の場合	10分の10													
400万円以下	10分の8													
550万円以下	10分の6													
750万円以下	10分の4													
1,000万円以下	10分の2													
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>【対象①の場合】 医師の診断書等、感染した事実が確認できる書類の写し</li> <li>【対象②の場合】</li> <li>・主たる生計維持者の減少する収入が給与所得以外の場合は、令和元年の収入額がわかる確定申告書の写し</li> <li>・主たる生計維持者の令和2年中の帳簿や給与明細書等の写し (ただし、主たる生計者の収入減少の要因が、失業・事業の廃止等の場合は「退職証明書」や「事業廃止届書」等の写し)</li> </ul>													
申請 受付期間	令和2年7月13日(月)～令和3年3月31日(水)													
問い合わせ	住民課 町民生活グループ、税務グループ ☎ 26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)													

# 新型コロナウイルス感染症による保険料減免の簡易フローチャート



<b>(5) 後期高齢者医療保険料の猶予</b>	
内容	新型コロナウイルス感染症の影響で収入に相当の減少があった場合などにより、保険料の納付が困難な方は、申請により、一定期間保険料の納付が猶予される場合があります。
対象	新型コロナウイルス感染症の影響で保険料を納めることが困難と認められる方（詳細な要件等は下記担当までお問い合わせください。）
必要なもの	① 後期高齢者医療保険料減免申請書 ② 被保険者証 ③ 印鑑 ④ 理由、所得を証明するもの
申請 受付期間	原則、納付の猶予を受けようとする保険料の納期限より前にご相談ください。
問い合わせ	住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871 (総合ケアセンターゆくり内) 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5602

<b>(6) 新後期高齢者医療保険料の減免</b>	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る後期高齢者医療保険料を減免します。</p> <p><b>【対象】</b> 令和2年2月1日～令和3年3月31日の納期限のもの</p>
対象	<p>下記①、②のいずれかに該当する世帯</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する場合</p> <p>ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ 主たる生計維持者の令和元年度中の合計所得金額が1,000万円以下であること。</p> <p>ウ 主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の金額が400万円以下であること。</p> <p>※10分の3以上の減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年度の所得が0円以下のときは、保険料減免の対象外です。</p>
減免の割合	<p>①の場合…全額</p> <p>②の場合…対象保険料×減免割合</p> <p>■対象保険料 = <math>A \times B \div C</math></p> <p>A：75歳以上の方の平成31年度保険料額（令和2年2月1日以降に納期限が設定されているもの）および令和2年度保険料額</p> <p>B：世帯の主たる生計維持者の減収が見込まれる収入にかかる令和元年の所得の合計額</p>



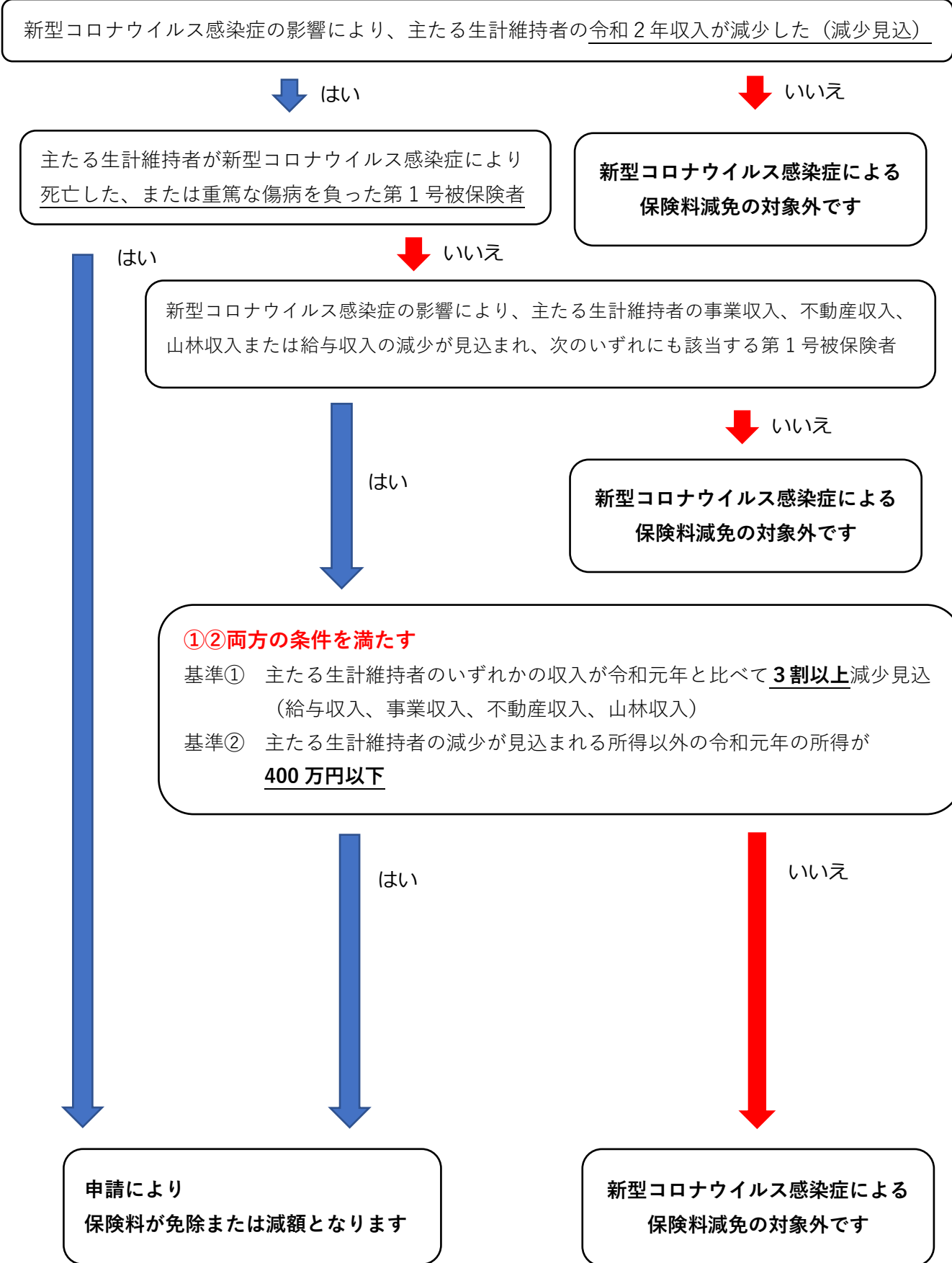
	<p>C：世帯の令和元年の所得の合計額（世帯の主たる生計維持者および世帯の被保険者の合計額）</p> <p>■減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下 事業等の廃止・失業の場合</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年の合計所得金額	減免の割合	300万円以下 事業等の廃止・失業の場合	10分の10	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1,000万円以下	10分の2
令和元年の合計所得金額	減免の割合												
300万円以下 事業等の廃止・失業の場合	10分の10												
400万円以下	10分の8												
550万円以下	10分の6												
750万円以下	10分の4												
1,000万円以下	10分の2												
必要なもの	<p>・印鑑</p> <p>【対象①の場合】 医師の診断書等、感染した事実が確認できる書類の写し</p> <p>【対象②の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる生計維持者の減少する収入が給与所得以外の場合は、令和元年の収入額がわかる確定申告書の写し</li> <li>・主たる生計維持者の令和2年中の帳簿や給与明細書等の写し（ただし、主たる生計者の収入減少の要因が、失業・事業の廃止等の場合は「退職証明書」や「事業廃止届出書」等の写し）</li> </ul>												
申請 受付期間	令和2年7月13日（月）～令和3年3月31日（水）												
問い合わせ	住民課 町民生活グループ ☎26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)												

<b>(7) 介護保険料の猶予</b>	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で収入に相当の減少があったとき、保険料の納付が困難な方は、申請により、一定期間保険料の納付が猶予される場合があります。</p> <p>申請しようとする方の個別具体的な状況に応じて適用される制度の内容や手続きを案内しますので、下記の問い合わせ先にご相談ください。</p>
対象	新型コロナウイルス感染症の影響で保険料を納めることが困難と認められる被保険者
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者証</li> <li>② 猶予を受けようとする理由を証明する書類</li> <li>③ 印鑑など</li> </ul>
申請 受付期間	原則、納付の猶予を受けようとする保険料の納期限より前にご相談ください。
問い合わせ	住民課 福祉グループ      ☎ 26-7872 (総合ケアセンターゆくり内)

(8) <b>新</b> 介護保険料の減免	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る介護保険料を減免します。</p> <p><b>【減免の対象となる介護保険料】</b></p> <p>令和2年2月1日～令和3年3月31日の納期限のもの</p>
対象	<p>下記①、②のいずれかに該当する第1号被保険者（65歳以上の方）</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する場合</p> <p>ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ 主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の金額が400万円以下であること。</p>
減免の割合	<p>①の場合…全額</p> <p>②の場合…対象保険料×減免割合</p> <p>■対象保険料 = <math>A \times B \div C</math></p> <p>A：当該第1号被保険者の保険料額</p> <p>B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年所得額</p> <p>C：主たる生計維持者の前年の合計所得金額</p>

	<p>■減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下 事業等の廃止・失業の場合</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>200万円を超えるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年の合計所得金額	減免の割合	200万円以下 事業等の廃止・失業の場合	10分の10	200万円を超えるとき	10分の8
令和元年の合計所得金額	減免の割合						
200万円以下 事業等の廃止・失業の場合	10分の10						
200万円を超えるとき	10分の8						
必要なもの	<p>・印鑑</p> <p>【対象①の場合】 医師の診断書等、感染した事実が確認できる書類の写し</p> <p>【対象②の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる生計維持者の減少する収入が給与所得以外の場合は、令和元年の収入額がわかる確定申告書の写し</li> <li>・主たる生計維持者の令和2年中の帳簿や給与明細書等の写し (ただし、主たる生計者の収入減少の要因が、失業・事業の廃止等の場合は「退職証明書」や「事業廃止届出書」等の写し)</li> </ul>						
申請 受付期間	令和2年7月13日(月)～令和3年3月31日(水)						
問い合わせ	住民課 福祉グループ ☎26-7872 (総合ケアセンターゆくり内)						

# 新型コロナウイルス感染症による保険料減免の簡易フローチャート



<b>(9) 国民年金保険料の免除・納付猶予</b>	
内容	<p>失業、事業の休止・廃止等により、国民年金保険料の納付が困難な場合については、一定の要件に該当する方は、申請により、国民年金保険料の全部または一部が免除されたり、納付が猶予される場合があります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例措置として、失業や業の廃止に至らないまでも、収入が減少した方で、当年中の所得（見込み）が、従来の免除基準に該当する水準になることが見込まれる場合は、保険料の免除または納付猶予される場合があります。</p> <p>※ 免除等の可否判断は日本年金機構が行います。免除・納付猶予の承認基準等については、日本年金機構のホームページでご確認ください。</p>
対象	<p>① 国民年金保険料の納付が困難な方</p> <p>② 臨時特例手続きの対象者は、次の2点をいずれも満たす方</p> <p>ア 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと。</p> <p>イ 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること。</p>
必要なもの	<p>① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書</p> <p>② マイナンバーカードまたは基礎年金番号のわかるもの（年金手帳など）</p> <p>③ 所得の申立書（臨時特例による免除申請を希望する場合）</p> <p>④ 失業、事業の廃止または休止の届け出をしたことがわかる公的機関の証明書（失業等による申請の場合）</p>
申請 受付期間	申請の期限は、毎月の国民年金保険料の納付期限から2年ですが、できるだけ速やかに申請してください。
問い合わせ	<p>住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871</p> <p>（総合ケアセンターゆくり内）</p> <p>日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎ 0144-36-6135</p>

<b>(10) 上下水道・浄化槽使用料金の納付猶予</b>	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に上下水道・浄化槽使用料のお支払いが困難となっている方は、支払いの猶予についてご相談をお受けします。</p> <p>※すでに入金済の場合は、対象となりません。</p>
対象	一時的に上下水道・浄化槽使用料の支払いが困難となった方
必要なもの	相談時にお知らせします。
申請 受付期間	猶予を受けようとする期間より前にご相談ください。
問い合わせ	建設課 上下水道グループ ☎ 27-2326